

11

高良齋著『蘭法内用薬能識』と ハルバウル選定 *Formulier* 及びその高野長英訳の比較

相川 忠臣

日本赤十字社 長崎原爆病院

シーボルトの薬剤紹介といえば、高良齋訳述・シーボルト出版の『薬品応手録』であるが、74 薬品は名のみを挙げ、27 薬品の効能、用量を示している。しかし彼は 1823 年版オランダ軍医総監ハルバウル F. J. Harbaur 選定の薬方書 *Formulier door den Inspecteur-Generaal van den Geneeskundigen Dienst des Rijks* (以下 *Formulier*) を紹介している。ハルバウルはシーボルト家と親交があり、シーボルトを抜擢して蘭領インドのバタビアに派遣した人物である。研医会図書館所蔵の「ホルミユリール」二巻を調べると、冒頭に「西洋紀元一千八百廿三年和蘭軍中医事綱督ハウバウル官命に依て著撰する所」とあった。高野長英の「法爾密里兒」二巻（高野長英全集一卷）には原典の記載はないが、両書の内容はよく一致する。宮下三郎氏の『和蘭医書の研究と書誌』によれば *Formulier* は高野長英の「法爾密里兒」と『用薬撮要』（山崎玄東（章）、1837）の原典である。今回高良齋が 1836（天保 7）年に出版した『蘭法内用薬能識』（薬能識）を「ホルミユリール」・「法爾密里兒」と原典 *Formulier* と比較した。*Formulier* は軍医へのハルバウルの序言、医薬品リスト、75 の優良処方、本文（各薬品の効能、禁症、用法・分量、合薬に適した薬品）とヒルによる瀉血からなるが、「ホルミユリール」と「法爾密里兒」は本文のみの訳述である。一方薬能識はその凡例に「此篇所載和蘭當時日用不可闕之内薬耳如係外用者亦欲別撰而後出焉」とあるようにオランダの日用不可欠の内用薬に限定され、*Formulier* にある外用薬は別に後に出版する予定であった。さらに「薬品列次並至主能禁症用法合薬之品大抵做法列兒（ハツレル）薬品精約一八二十二年著之例」とあり、薬品列次並びに主（効）能、禁症、用法と合薬してよい品の記載の大抵は法列兒の薬品精約一八二十二年著の例に倣ったのである。法列兒の薬品精約（1822 年）はハルバウルの *Formulier*（1823 年）とは一致しないが、下記の様に薬能識は *Formulier* に依拠するので、シーボルト事件で捕縛された高良齋がシーボルトとの関係を隠すため書名、版年を変えたのであろう。薬能識では *Formulier* 最初の鉱物性薬品の硫黄を金石並製品の筆頭に移し、植物性薬品から開始する。根、草、木・皮、花、子実と脂膠に分け、次いで動物性薬品、酸精、灰汁塩、中和塩、金石並製品と続く薬能識の薬品分類と順序は、*Formulier* と同一である。植物性薬品では薬能識 69 の内 61 が、動物性薬品では 6 の内 3 が、酸、灰汁塩、中和塩と金石並製品では 33 の内 31 が *Formulier* にある。さらに越幾、舎利別、コンセルフ、醋酒精、油附鹼、丁幾、露水、竄精と続き、油附鹼と丁幾のみ *Formulier* の順序と逆転する以外列次は同じであり、薬能識 46 の内 33 が *Formulier* にある。薬能識の薬品合計 154 の内 128 が（即ち 83% が）*Formulier* にある。差引き 26 薬品は他三書の説を記し、内 10 は『薬品応手録』記載の薬品である。*Formulier* で削除されたが、日本では使われる生薬や生薬浸液を濃縮したエキス剤を挙げている。一方 *Formulier* 本文に記載の、軟膏・硬膏等の外用薬を含む合計 30 薬品が、薬能識にはない。薬品の列次だけでなく、各薬品の主効能、禁症、用法、合薬に適した薬品の簡略な記載も *Formulier* に依拠しており、『蘭法内用薬能識』の主原典は *Formulier* である。シーボルトは最新のハルバウル選定 *Formulier* を高良齋や高野長英に紹介し、その実用的な薬物学情報は薬能識の出版で広く全国にいきわたった。